

令和6年度労政広報紙「中小企業のひろば」作成業務委託契約に係る  
企画提案競技実施要領

**1 業務名**

令和6年度労政広報紙「中小企業のひろば」作成業務

**2 業務の目的**

労政広報紙「中小企業のひろば」を作成し、雇用対策及び労働福祉等に関する国、県、市等の施策への理解を深めることを目的とする。

**3 業務内容**

「令和6年度労政広報紙「中小企業のひろば」作成業務委託仕様書（案）」のとおり

**4 契約期間**

契約締結の日から令和7年3月31日まで

**5 予算額**

本業務の委託見積限度額は、1,792,560円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

**6 企画提案競技の参加資格**

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本公告の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）

でないこと。

- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係・人的関係がないこと。
- (8) 本市内に事務所又は営業所を有している者であること。
- (9) 令和3年度以降に2件以上のPR冊子等の印刷物の制作実績を有すること。

## 7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 時
① 告示	令和6年5月8日（水）
② 質問受付期限	令和6年5月15日（水）午後5時15分まで
③ 質問回答期限	令和6年5月17日（金）
④ 参加申込書提出期限	令和6年5月21日（火）午後5時15分まで
⑤ 企画提案競技参加決定通知	令和6年5月23日（木）
⑥ 企画提案書類等提出期限	令和6年6月11日（火）午後5時15分まで
⑦ 選定結果通知・契約	令和5年6月下旬

## 8 企画提案競技参加申込書の提出

### (1) 提出期間

令和6年5月8日（水）から同月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (2) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### (3) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 団体に関する調書（様式第2）

ウ 会社等概要書（経営理念、事業内容及び組織体制を含む。A4判で様式は自由）

エ 決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書）直前1期分

オ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

カ オ以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）

キ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）

ク 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写しでも可）

ケ 令和3年度以降に自社制作したPR冊子等の印刷物（2点）

(4) この告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登載されている者については、(3)のオ及びカの書類の提出を省略することができる。

(5) 証明書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。ただし、市税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類については、告示の日以降のものを提出

すること。

(6) 提出部数

各 1 部

(7) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送（提出期間内必着）

**9 説明会**

実施しない。

**10 質問の受付及び回答**

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、以下の要領にて行う。

(1) 受付期限

令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 5 時 15 分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

質問内容を質問書に記載し、問い合わせ先に電子メールで提出し、電話にて受信確認を行うこと。電話などの口頭による質問には回答しない。

(3) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問書に質問者の会社名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

(4) 回答方法

令和 6 年 5 月 17 日（金）までに、本市ホームページ上に質問内容とその回答を掲載する。

**11 企画提案競技参加資格の審査及び通知**

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和 6 年 5 月 23 日（木）までに通知する。

**12 企画提案競技参加決定者による企画提案書等の提出**

(1) 提出期間

令和 6 年 5 月 23 日（木）から同年 6 月 11 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

ア 第 167 号（令和 6 年 10 月号）のテーマ「職場定着率の向上、人手不足の解消（表題：（仮）働きがいと働きやすさの両立を目指す」に沿った特集記事の構成、デザイン（A4、2 枚。テーマに関する文章は不要）

イ 第167号（令和6年10月号）のテーマ「職場定着率の向上、人手不足の解消（表題：（仮）働きがいと働きやすさの両立を目指す」のテーマを踏まえたレポート（A4、1枚）レポートの内容には、職場定着率の向上、人手不足の解消を図るための方法や課題、職場定着率の向上、人手不足の解消による効果を盛り込むこと。また、参考にした図書、ウェブサイト、新聞記事等がある場合は、その出典を記載すること。

なお、担当記者が令和3年度以降に執筆した、同趣旨の職場定着率向上のための取組に関する記事があれば、それで代替することも可

ウ 見積書（様式第3）

全体の経費と合わせて、経費の内訳も示すこと。

エ 実施体制（様式第4）

※ アの特集記事については、カラー印刷とすること。なお、これまでの特集記事の内容については、以下の市ホームページから入手できる。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/sangyo/koyo/kohoshi/chushokigyo.html>

（4）提出部数等

原本：2部（正本1部、副本1部）

電子データ：各1ファイル（正本、副本）

正本の1枚目には、所在地、事業者名、代表者名を記入すること。

副本には、事業者名、所在地、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

（5）提出方法

① 原本

提出先に直接持参又は郵送（ファクス及びメールによる提出は受け付けないものとする。）

直接持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

② 電子データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、提出書類アからエをZIPファイルに取りまとめの上、ZIPファイル名を「（提出月日）\_（提案事業者名）\_中小企業のひろば企画提案書」とすること。

### 13 無効となる提案

提案が次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 「見積書（様式第3）」において「5 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

## 14 委託業者の選定方法等

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、12に示す企画提案書類等を基に以下の審査項目ごとに評価を行い、最適な業者を随意契約の相手方として選定する。

### (1) 審査項目

- ア 企画力、構成力
- イ レイアウト、デザイン
- ウ 特集テーマに対する理解度
- エ 文章力、表現力
- オ 経費の妥当性
- カ 実施体制
- キ 総合評価

### (2) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

### (3) 結果通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。

### (4) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期又は廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

## 15 業務の委託

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額  
予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

## 16 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の作成・提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することができる。
- (4) 提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。この場合において、企画提案書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

## 17 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1325

ファックス 099-216-1303

メールアドレス koyosuishin@city.kagoshima.lg.jp